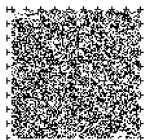
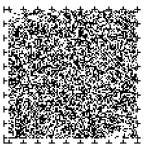


第4章

施策の現状と課題及び今後の取り組み





【基本方針1】 ともに支え合うまちづくり

～共生のまちづくりの推進～

■■■ 基本方針実現のためのイメージ図 ■■■

めざす将来像

だれもが地域の中で 互いに認め合い ともに支え合って
安全に暮らす 環境が整っています

■ めざす将来像を実現するために何が必要？

障害を
知る

障害の特性を知り、障害に対する理解を深めましょう。
障害のあるなしに関わらずさまざまな活動に参加し、交流の
機会をつくりましょう。

権利を
守る

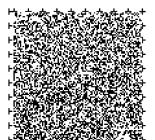
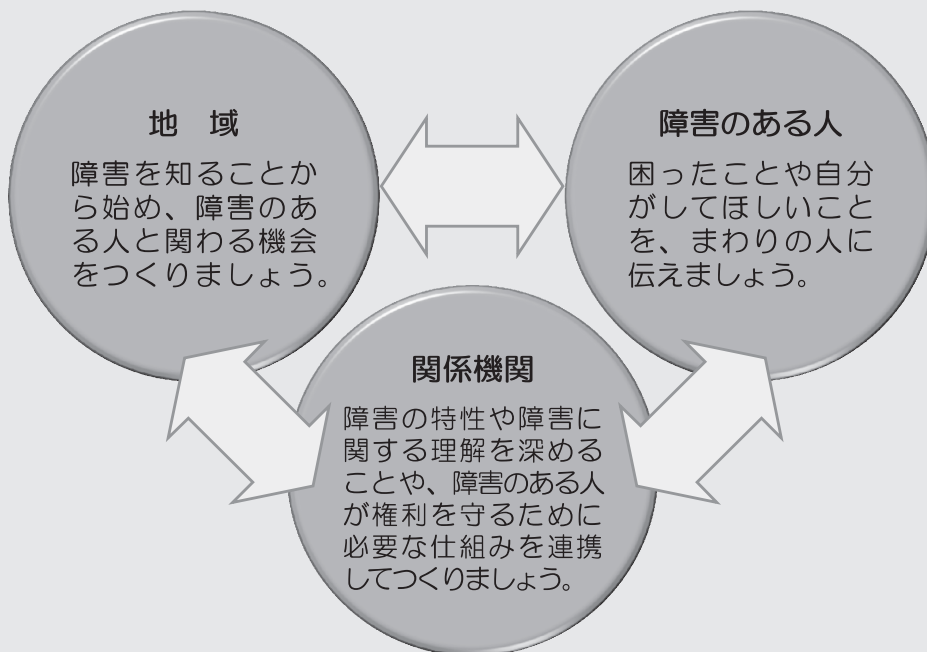
障害を理由とした差別や虐待をなくしましょう。
自分のことは自分で決めるという思いを大切にしましょう。
自分で決めることが難しい人には、お手伝いをします。

安全に
暮らす

障害があっても、出かけやすい場所や使いやすい施設などを
増やす取り組みをしましょう。
地震や台風など災害が起きた時、困らないようにしましょう。

■ それぞれの立場で取り組みましょう

(その時々によって、立場は変わります)



1 理解の促進《障害を知る》

障害のあるなしに関わらず、すべての人がかけがえのない個性をもった一人の人間として尊重されなければなりません。しかし、障害や障害者に対する理解不足や誤解から生じる差別や偏見は依然存在しています。

すべての市民が、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、各種広報媒体・行事・イベント、さらには身近な地域、学校、職場の活動を通じて障害や障害者についての理解促進を図ることが重要です。

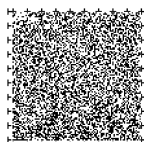
また、地域における障害への理解の促進のためには、子どもから高齢者まで様々な年代において、住民同士がふれあい、つながりをつくっていくことが重要です。ふれあうことにより、お互いが理解しあい、価値観や経験の共有を通じて認めあい、支えあえる関係を築いていくことができます。

現状と課題

本市では、障害に関する正しい知識や障害のある人への理解を深めるため、リーフレットや市の広報、ホームページなど情報発信の充実を図ってきました。また、平成28年4月の障害者差別解消法の施行により、同法に規定される対応要領を策定するとともに、市ホームページ等で同法の趣旨・内容や求められる「合理的配慮」の具体例を示すなど、障害者差別解消法の周知・啓発と障害者差別解消の推進に取り組んできました。

しかし、本計画の策定にあたって実施した障害者手帳所持者に対するアンケート調査結果を見ると、日常生活において、差別や偏見、疎外感を「よく感じる」「ときどき感じる」と答えた人の割合は全体の28.9%となっており、知的障害者と精神障害者では40%を超える高い割合となっています（図1参照）。また、差別や偏見、疎外感を感じる場面については、「仕事や収入面」のほか、精神障害者では「隣近所づきあい」、身体障害者では「街角など外での人の視線」と答えた人の割合が高いなど、障害種別による差異も見られます（図2参照）。

今後、ますます障害者の社会参加が進む中で、あらゆる場面での差別がなくなるよう、引き続きさまざまな広報媒体や行事等をとおして幅広い啓発・広報活動を粘り強く継続的に行い、障害者について正しい理解や認識を深めていく必要があります。



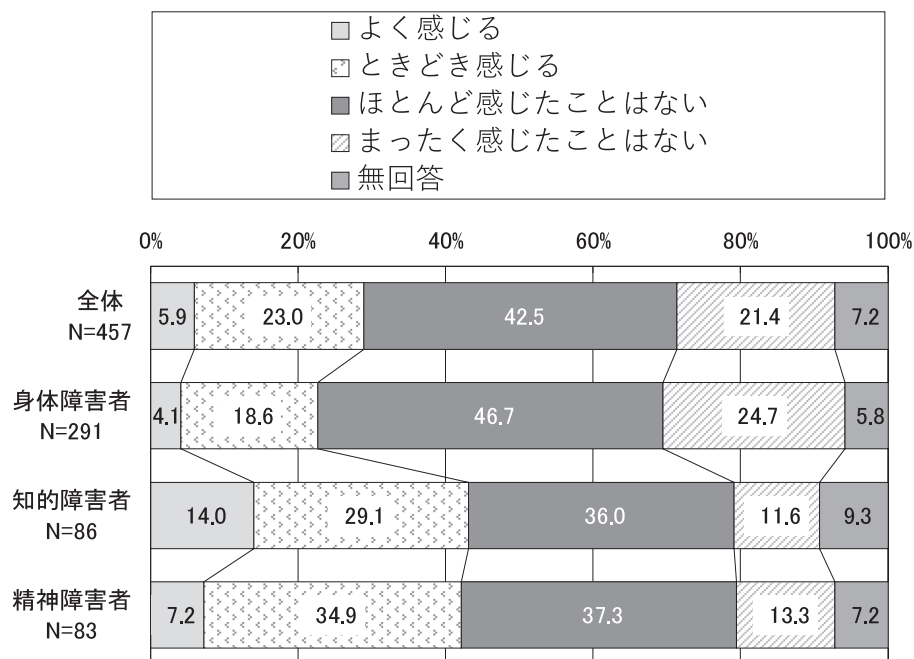
さらに、できるだけ早い時期からの人権教育・福祉教育を積極的に推進する必要があります。本市の小中学校では、教育活動全体をとおして、様々な人権問題について正しく理解し、これらの解決に向けて具体的な実践ができる力を育成することをめざして人権教育を進めています。また、総合的な学習の時間等を活用して、各学校の実態に応じて福祉に関する学習活動を実施しており、障害に対する理解や福祉について学ぶ機会を設けています。

今後も、児童や生徒が障害について理解し、障害のある子もない子ともに充実した学校生活を送れるよう、これらの取り組みを継続するとともに、市や各障害者団体が、小中学校での福祉教育へ関わっていく方策について検討する必要があります。

一方、障害者が家庭や地域の中で安心して暮らし続けていくためには、在宅生活を支援する公的サービスの充実だけでなく、障害者やその家族のことを地域で理解し、お互いに支え合う社会を築くことが重要です。しかし、少子高齢化の進展、個人の意識やライフスタイルの多様化等により、近年、住民の地域への関心や住民同士のつながりが希薄化し、地域活動の担い手が固定化、高齢化している現状があります。

障害のある人への偏見や理解不足、また障害の特性による他者とのかかわりづらさなどから、地域での活動には多くの課題があり、障害者の地域活動への参加状況は低調です。しかし、地域住民の障害への理解を深めるためにも、障害のある人が様々な地域活動に参加し、交流をさらに広げるための環境をつくらなければなりません。そのためには、障害のある人が地域社会の一員として地域への関心を高めていくことも重要です。

図1 日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じることもあるか



資料：アンケート調査結果

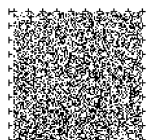
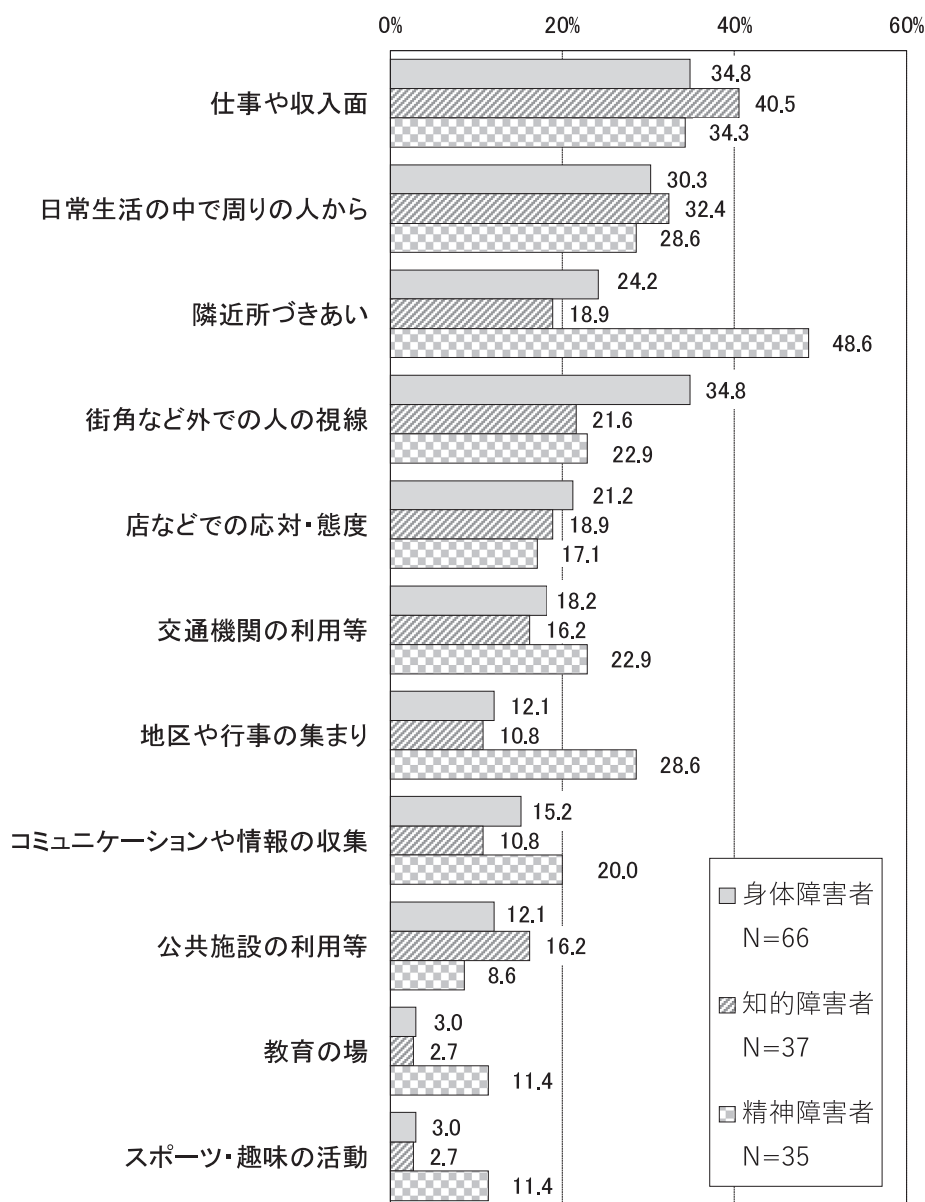


図2 どのような場面に、差別や偏見、疎外感を感じたか

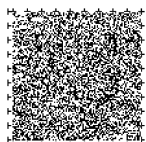


資料：アンケート調査結果

今後の取り組み

① 市の広報や啓発パンフレット等による啓発・広報活動の充実

国、県などの啓発パンフレットを有効的に活用するとともに、市の広報やホームページ等を利用した啓発・広報活動や啓発資料の作成、配布に努め、障害特性や障害者とコミュニケーションを図る上での留意点など、障害者に対する理解の促進を図ります。



② 「障害者週間」等の周知

「障害者週間（12月3日～12月9日）」、「障害者の日（12月9日）」及び「障害者雇用支援月間（9月）」の周知を図りながら、障害者に対する理解の促進に努めます。

③ 人権教育・福祉教育の充実

幼い頃から人権や社会福祉に関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うために、幼児教育、学校教育の中で一貫した人権教育・福祉教育の充実に努めます。

また、障害者への正しい理解を深めるために、小中学校における障害者やその団体との交流や社会福祉施設等でのボランティア体験学習の実施に努めます。

④ 生涯学習における福祉講座等の充実

障害者福祉に対する住民の関心を一層高めるため、人権・福祉分野の講座や講演会の充実に努めます。

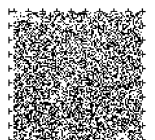
⑤ あいサポート運動[※]の推進

障害や障害のある人への正しい理解を深めるため、市民に対してあいサポート運動の周知や広報を進め、あいサポーターの増加に努めます。

※あいサポート運動とは


だれもが、多様な障害の特性、障害のある人が困っていること、障害のある人への必要な配慮を理解して、障害のある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障害のある人が暮らしやすい地域社会をつくっていく運動です。平成21年11月に鳥取県で始まり、山口県でも平成27年8月から運動を推進しています。

あいサポート研修を受講した人には「あいサポートバッジ」が配布されます。このバッジを着用することにより、障害のある人が気軽に声をかけやすくなります。



⑥ヘルプマーク・ヘルプカードの配布・広報活動の実施

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、ヘルプマーク・ヘルプカードの配布・広報活動を行います。

あなたの支援が必要です。 ヘルプカード  美祿市	記入日： 年 月 日
	氏名 住所 生年月日 年 月 日 血液型(型) Rh + - 障害名・病名など：
美祿市社会福祉協議会 美祿市障害者支援センター	かかりつけ医療機関： Tel: - - (主治医:) 薬：
	緊急連絡先
	連絡先① 氏名 (続柄)) Tel:
	連絡先② 氏名 (続柄)) Tel:

【ヘルプカード】



【ヘルプマーク】

⑦啓発イベントと交流の充実

福祉事業所や関係団体との連携により障害のある人の地域活動への参加を促進します。また、広報活動を強化して福祉事業所や関係団体で実施している地域との交流イベント等の活動を周知し、参加者の拡大を図ります。

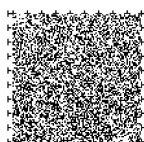
さらに、障害のある人が参加できるサークルや趣味の活動、ボランティア団体等の情報を積極的に提供し、活動の促進に努めます。

⑧地域の活動・行事や集まりの中での交流の促進

障害者が地域で自立した生活を送るために、地域の行事や集まりの中で、障害者の地域生活について共に考える機会が増えるよう、地域で行われる行事等に、障害のある人が積極的に参加し、交流の輪がさらに広がるよう促します。

⑨ボランティア活動の促進

美祿市社会福祉協議会と連携し、市内を中心に活動するボランティア団体等の情報提供を行うとともに、各種市民活動の情報発信を行うことで市民のボランティア活動等に対する関心や理解を深め、市民活動の活性化を図ります。



2 権利擁護の推進《権利を守る》

すべての住民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合える社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みとともに、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止や、判断能力やコミュニケーション能力に障害がある人の権利や財産などを守る取り組みを進める必要があります。

現状と課題

平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に伴い、本市では地域福祉課の窓口に加え、美祿市障害者虐待防止センターを設置し、障害者の虐待に関する相談を受け付けていますが、市民アンケートの結果を見ると、障害者虐待防止法の認知度は高いとは言えません（図3参照）。今後も、家庭、障害者福祉施設、職場において虐待を見つけた人には市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、障害者が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現を図る必要があります。

また、判断能力やコミュニケーション能力に支障がある知的・精神障害者は、財産管理や生活上のさまざまな権利侵害を受けることが想定されるため、これらの障害者の権利や財産などを守る取り組みが必要です。このような障害者の権利や財産を守るための制度として、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業がありますが、これらの関連制度についての認知度はまだまだ低く（図3参照）、利用者も少ない状況にあります。障害者の場合、親亡き後の地域生活において、権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠です。

今後、高齢化とともに一人暮らしの障害者がさらに増加していくことや、障害者の地域生活への移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークの構築に取り組むことが必要です。

さらに、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員対応要領に基づき、市職員に対する研修及び啓発を行うとともに、事業者等に対する障害者差別解消法に関する知識普及のための啓発にも引き続き取り組む必要があります。

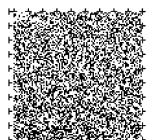
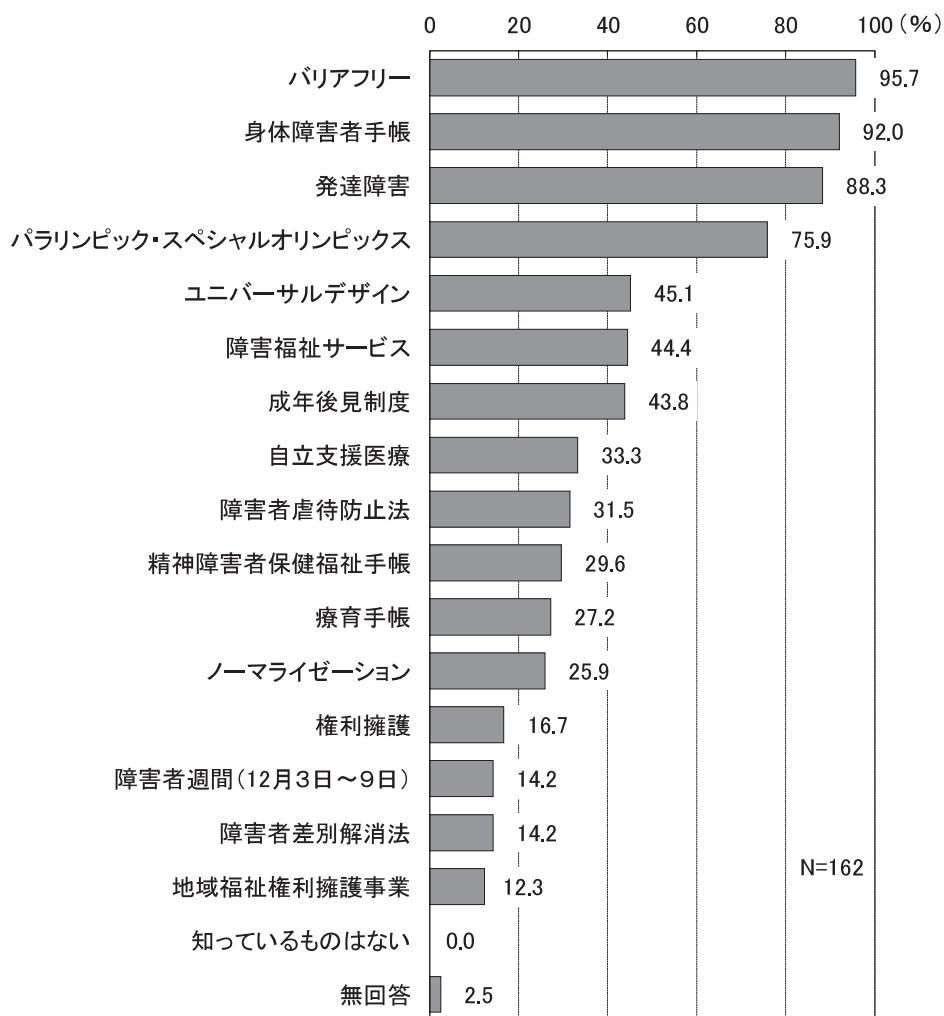


図3 障害者福祉に関する言葉の認知度(障害者手帳を持っていない人)



資料：アンケート調査結果

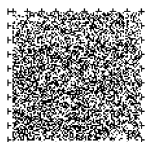
今後の取り組み

① 障害者への虐待防止

障害者虐待防止に関する啓発や美祢市障害者虐待防止センターに設置されている相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制の整備を図り、虐待防止に努めます。

② 障害者の権利擁護の充実

「美祢市社会福祉協議会」と連携しながら、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の普及・啓発を推進し、活用を促進することにより、障害者の権利擁護の充実を図ります。

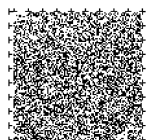


③権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築

権利擁護支援が必要な人を発見し、早期の段階からの相談や対応、意思決定支援等ができるよう、各専門職団体や関係機関等による地域連携ネットワークの構築、市民後見の推進に向けた取り組み、成年後見制度の周知に努めます。

④障害者差別解消の推進

国や県と連携しながら、障害者への差別解消に関する啓発に努めるとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行い、障害を理由とする差別の解消を推進します。



3 環境整備の促進《安全に暮らす》

障害者が安全に安心して生活できる環境は、すべての住民にとって安全で、便利で、快適な環境であるといえます。生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁（バリア）を除去するだけでなく、障害者に対して配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくというユニバーサルデザインの考え方は、地域共生社会の理念にも通じるものがあります。

一方、近年、全国各地で地震や集中豪雨による土砂災害、河川決壊等の大規模災害による被害が絶えない現状に鑑み、災害対策基本法の一部改正がなされ、日頃から配慮が必要な人の中から、災害情報の入手が困難であったり、実際に一人で避難ができなかったりなど、何らかの特別な支援を要する人を「避難行動要支援者」と位置付け、いざという時に備え、平時から個別の支援体制を確立することが必要となっています。

そのためには、防災対策を通じ、地域住民全体で見守るコミュニティづくりの強化を図るとともに、要支援者の視点に立った対策を行い、障害者が安心して生活できるまちづくりの推進が重要です。

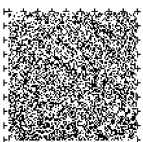
また、防犯対策や消費者被害の防止・救済も含め、障害者が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防災・防犯対策を推進する必要があります。

現状と課題

本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や山口県福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設の新築や改修等の際にはバリアフリー化を図っています。また、道路や主要な公共施設については順次改修を行っています。

アンケート調査結果を見ると、外出時に困ることとして、「公共交通機関の利用（路線が少ない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」や「障害者用駐車場が整っていない、または少ない」「休憩できる場所が少ない（身近な公園や歩道のベンチなど）」「障害者用のトイレが少ない・利用しにくい」などの回答が多くなっており（P16 参照）、障害者の行動範囲を拡げ、社会参加を促進するためにも、公共交通機関の利便性向上等、外出しやすい環境づくりが重要です。

一方、防災対策については、「美祢市地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や防災行政アプリや安全・安心メール、広報などを使った多様な情報伝達のため

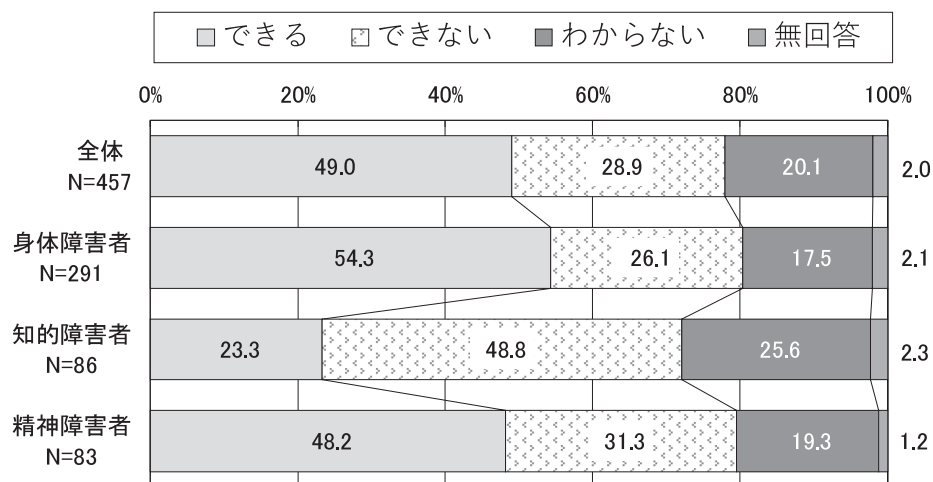


の環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、避難行動要支援者名簿の整備を進め、要支援者の居住地、身体状況、家族構成、保健福祉サービスの利用状況、緊急時の連絡先等の把握に努めています。また、災害時の避難所については、防災マップを全戸配布し、周知を行っています。

しかし、アンケート結果を見ると、災害時に一人で避難「できない」と回答した障害者は全体の28.9%、知的障害者に限れば48.8%と高い割合となっています(図4参照)。また、災害時に困ることとしては、「必要な物資を得られるか不安」「避難場所で医療ケアが受けられるか不安」「障害などに配慮された福祉避難所に避難できるか不安」という回答が多くなっています(P20参照)。

今後も、引き続き災害時における情報伝達体制の整備充実を図るとともに、避難行動要支援者の把握に努め、関係機関等の協力を得ながら個別の避難支援計画の策定を進め、避難体制の充実を図る必要があります。

図4 災害時に一人で避難できるか

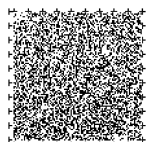


資料：アンケート調査結果

今後の取り組み

① 道路・公共施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインによるまちづくり

バリアフリー新法や山口県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するよう、段差の解消や手すりの設置等、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、すべての人々がいっそう安心して快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに取り組んでいきます。



また、道路については、歩道の整備や段差切り下げ、視覚障害者誘導ブロック等の設置など、障害者や高齢者にとって安全で快適に歩行できるように、さらなるバリアフリー化に努めます。

② 福祉のまちづくりのための啓発活動の充実

福祉のまちづくりが、障害者をはじめ、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであることの啓発に努めるとともに、視覚障害者誘導用ブロック上への駐車・駐輪、障害物の放置や、障害のない人による障害者用駐車区画の利用など、人の無理解やマナー違反によるバリアが生じることのないよう、啓発に努めます。

③ 「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の普及促進

車の乗り降りや移動に配慮の必要な障害者が、公共施設、店舗等の障害者用駐車場などに車をとめ、安全かつ安心に利用できるように支援する「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の周知を行い、利用の促進を図ります。

④ 災害の知識及び対処法についての啓発・広報

平時から市の広報やホームページ、防災パンフレット、ハザードマップなどの広報媒体を通じ、災害情報について必要な広報を行います。

また、避難行動要支援者名簿制度の更なる周知を図り、関係機関と連携し、災害に対する対処法についての啓発を行います。

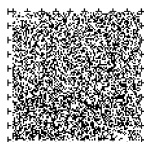
⑤ 避難行動要支援者の情報把握と関係機関との連携

避難行動要支援者名簿の整備を進め、情報の更新・修正等を随時行い、民生委員・児童委員や自主防災組織、消防団、社会福祉協議会等との連携を図っていきます。

⑥ 情報伝達手段の確保と緊急通報連絡体制の整備充実

災害時においては、災害情報や避難情報が障害者や家族に確実に伝わるよう、防災行政アプリなど情報伝達手段の確保に努めます。

また、障害者やその家族が、緊急時に警察や消防署等の関係機関へ速やかに通報できるよう、緊急通報連絡体制の整備に努めます。



⑦地域防災における連携強化

自治会等の地域の実情に応じて組織化ができるようその推進に努めるとともに、自主防災組織の育成に取り組みます。

また、市民との防災情報を共有化することで自助・共助の精神を養い、自主防災組織、消防機関等との連携に努めます。

⑧避難所等情報の周知と整備充実

避難所については、災害が発生した場合の開設時期や避難方法等も含め、その周知を図り、避難体制の強化に努めます。

また、避難物資の備蓄や医療品等の調達、障害特性に応じたバリアフリー化や資機材の整備に努めます。

⑨防犯対策の充実

地域の自主的な防犯活動の充実を図るとともに、防犯パトロール車による巡回活動を行い、安全なまちづくりを推進します。

⑩消費者トラブルの防止

障害者やその家族等から消費生活にかかる相談を受け付けるとともに、消費者トラブルに関する啓発を行い、障害者の消費者被害の未然防止、拡大防止に努めます。

また、必要に応じ成年後見制度の情報提供を行います。

